

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【会社名】 株式会社スズケン

【英訳名】 SUZUKEN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮田 浩美

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東片端町8番地

【電話番号】 052(961)2331(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員経営管理部長 野原 正伸

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区東片端町8番地

【電話番号】 052(961)2331(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員経営管理部長 野原 正伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

2021年6月25日に開催いたしました当社第75期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会開催日 2021年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更を行う。  
重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設する。  
上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、別所芳樹、宮田浩美、浅野茂、田村富志、高橋智恵、薄井康紀、茶村俊一を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、上田圭祐、岩谷敏昭、小笠原剛を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、薄井康紀を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、年額600百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と設定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額120百万円以内と設定する。

第7号議案 取締役（執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を、年額90百万円以内と設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議の結果
第1号議案	791,657個	309個		99.95%	可決
第2号議案					
別所芳樹	642,458個	149,483個		81.12%	可決
宮田浩美	615,118個	175,761個	1,054個	77.67%	可決
浅野茂	697,805個	94,136個		88.11%	可決
田村富志	699,243個	92,698個		88.29%	可決
高橋智恵	712,413個	79,528個		89.95%	可決
薄井康紀	703,407個	88,534個		88.81%	可決
茶村俊一	791,434個	508個		99.93%	可決
第3号議案					
上田圭祐	579,898個	211,628個	428個	73.22%	可決
岩谷敏昭	601,646個	190,306個		75.96%	可決
小笠原剛	655,334個	136,187個	428個	82.74%	可決
第4号議案	778,391個	13,575個		98.28%	可決
第5号議案	779,009個	12,659個	296個	98.36%	可決
第6号議案	788,968個	2,701個	296個	99.61%	可決
第7号議案	769,101個	22,864個	4個	97.10%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由は次のとおりであります。本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。